

2026年2月2日

吸收分割に関する事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく書面)

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく書面)

東京都港区港南2丁目15番3号

株式会社ソラスト

代表取締役社長 CEO 野田 亨

東京都港区港南2丁目15番3号

株式会社ソラスト・キッズ・ネクスト

代表取締役社長 家城 悅子

株式会社ソラスト（以下「吸收分割会社」といいます。）及び吸收分割会社の完全子会社である株式会社ソラスト・キッズ・ネクスト（以下「吸收分割承継会社」といいます。）は、両当事者間で締結した2026年1月16日付吸收分割契約に基づき、2026年4月1日を効力発生日（以下「本件効力発生日」といいます。）として、吸收分割会社のこども事業に関する権利義務を吸收分割承継会社に承継させる吸收分割（以下「本吸收分割」といいます。）を行うことといたしました。

本吸收分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項は下記のとおりです。

記

1. 吸收分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号及び第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 分割対価の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ及び第192条第1号）

本吸收分割に際して吸收分割承継会社は、吸收分割会社に対し、対価となる金銭等を交付いたしません。

本吸收分割が完全親子会社間で行われるものであるため、当該対価の定めは相当であると判断しております。

3. 会社法第758条第8号に関する事項（会社法施行規則第183条第2号及び第192条第2号）

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号及び第192条第3号）

該当事項はありません。

5. 吸收分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第183条第4号及び第192条第6号。なお、吸收分割承継会社に最終事業年度はございません。）

(1) 吸收分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容（会社法施行規則第183条第4号イ及び第192条第6号ロ）

別紙2のとおりです。

- (2) 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第183条第4号ロ）
該当事項はありません。
- (3) 吸収分割承継会社の成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第183条第4号ハ及び第192条第6号イ）
該当事項はありません。

6. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第183条第5号及び第192条第4号）

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等（会社法施行規則第192条第4号イ）
吸収分割会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。
最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」又は下記Webサイトよりご覧いただけます。
<https://www.solasto.co.jp/ir/library/filling/>
- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第192条第4号ロ）
該当事項はありません。
- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第183条第5号イ及び第192条第4号ハ）
該当事項はありません。

7. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号及び第192条第7号）

- (1) 吸収分割会社の債務の履行の見込みに関する事項
本吸収分割後の吸収分割会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収分割後の吸収分割会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、吸収分割会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本吸収分割の本件効力発生日以後における吸収分割会社の債務について、履行期における履行の見込みがあると判断しております。
- (2) 吸収分割承継会社が承継する債務の履行の見込みに関する事項
本吸収分割後の吸収分割承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収分割後の吸収分割承継会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、吸収分割承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本吸収分割の本件効力発生日以後における吸収分割承継会社の債務について、履行期における履行の見込みがあると判断しております。

以上

吸收分割契約の内容

次頁以降に添付。



吸收分割契約書

株式会社ソラスト（以下「分割会社」という。）及び株式会社ソラスト・キッズ・ネクスト（以下「承継会社」という。）は、分割会社が承継対象事業（第2条に定義する。）に関して有する権利義務を承継させる吸收分割（以下「本吸收分割」という。）について、以下のとおり吸收分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（分割当事会社の商号及び住所）

本吸收分割にかかる分割会社及び承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

- ① 分割会社 商号：株式会社ソラスト
住所：東京都港区港南二丁目 15 番 3 号
- ② 承継会社 商号：株式会社ソラスト・キッズ・ネクスト
住所：東京都港区港南二丁目 15 番 3 号

第2条（吸收分割）

分割会社は、本契約の定めに従い、効力発生日（第6条に定義する。）をもって、分割会社が『こども事業』（以下「承継対象事業」という。）に関して有する権利義務を吸收分割の方法により承継させ、承継会社は、これを承継する。

第3条（承継する権利義務）

本吸收分割により、分割会社から承継会社に承継される資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。

- 2 本吸收分割による分割会社から承継会社への債務の承継は、免責的債務引受の方法による。ただし、当該承継される債務について、分割会社が履行その他の負担をしたときは、分割会社は、承継会社に対してその負担の全部を求償することができる。

第4条（分割対価）

承継会社は、本吸收分割に際して、分割会社に対して、株式、金銭その他の財産の交付は行わない。

第5条（資本金及び準備金）

承継会社は、本吸收分割により、資本金及び準備金の額を増加しない。

第6条（効力発生日）

本吸収分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年4月1日とする。ただし、本吸収分割の手続上の必要性その他の事由により必要な場合には、分割会社及び承継会社が協議し、合意のうえ、これを変更することができる。

第7条（本吸収分割の承認）

分割会社は、会社法第784条第2項の定めにより、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。

2 承継会社は、会社法第796条第1項の定めにより、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。

第8条（会社財産の管理）

分割会社は、本契約の締結日から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって承継対象事業にかかる業務執行及び財産管理を行い、承継対象事業及び承継対象権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合は、あらかじめ承継会社と協議のうえ、その同意を得なければならない。

第9条（競業避止義務）

分割会社は、本吸収分割に関して、競業避止義務を負わない。

第10条（本契約の変更及び解除）

分割会社及び承継会社は、本契約の締結日から効力発生日までの間に以下のいずれかの事由が発生した場合は、両者が協議し、合意のうえ、本契約に定める条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

- ①天災地変その他の事由により、分割会社又は承継会社の資産状態若しくは経営状態に重要な変更が生じたとき、又は本契約の目的の達成が困難になったとき。
- ②本吸収分割の実行に必要な関係官庁の許認可等が得られないと合理的に判断されたとき。

第11条（協議）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に関して必要な事項は、本契約の趣旨に従い、分割会社及び承継会社が協議のうえ定める。

以上を証するため、本書 2 通を作成し、分割会社及び承継会社が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

2026 年 1 月 16 日

分割会社：東京都港区港南二丁目 15 番 3 号

株式会社ソラスト

代表取締役 野田 亨



承継会社：東京都港区港南二丁目 15 番 3 号

株式会社ソラスト・キッズ・ネクスト

代表取締役 家城 悅子



別紙

承継権利義務明細表

効力発生日において分割会社から承継会社に承継される資産、債務、契約その他の権利義務は、本吸収分割の効力発生直前における次に定めるものとする。

1. 資産（知的財産権を除く。）

承継対象事業に属する一切の資産（以下のものを含むがこれらに限られない。）。

(1) 流動資産

承継対象事業に属する現金、売掛金及び前払費用等の流動資産

(2) 固定資産

① 承継対象事業に属する建物、建物付属設備等の有形固定資産

② 承継対象事業に属するのれん、ソフトウェア等の無形固定資産

③ 承継対象事業に属する投資その他の資産（株式会社ソラスト保育総合研究所の株式を除く。）

2. 債務

承継対象事業に属する一切の負債（以下のものを含むがこれらに限られない。）。

(1) 流動負債

承継対象事業に属する未払金、賞与引当金、リース債務及び資産除却債務等の流動負債

(2) 固定負債

承継対象事業に属するリース債務、資産除却債務及び退職給付に係る負債等の固定負債

3. 契約（雇用契約を除く。）

承継対象事業に属する一切の契約（当該契約の変更、更新合意その他の付隨する契約を含む。）にかかる契約上の地位及びこれに基づき発生した権利義務。

4. 雇用契約

承継対象事業に主として従事する分割会社の全ての従業員（ただし、以下に記載する社員番号の者を除く。）との間の雇用契約。

10010488 10011036 10011391 10010641

5. 知的財産権

承継対象事業のみに属する特許、実用新案、意匠、商標（出願中のもの及びこれらの登録を受ける権利を含む。）、著作権その他の知的財産権（ノウハウ及び営業秘密を含む。）。

6. 許認可等

承継対象事業のみに属する許可、認可、承認、登録、届出、補助金等のうち、法令上承継することが可能なもの。

以上



吸収分割承継会社成立の日に係る貸借対照表

吸収分割承継会社（株式会社ソラスト・キッズ・ネクスト）

貸 借 対 照 表

(2025 年 7 月 23 日)

(単位：百万円)

資産の部		負債・純資産の部	
預金	10	資本金	10
合計	10	合計	10